研究成果活用支援事業に基づく資金供給が円滑かつ確実に実施されると認められること。

⑱　［略］

⑲　関係国立大学法人等に次に掲げる要件を満たす委員会が設置されていること。

(i)　委員会は、当該関係国立大学法人等役職員以外の者であって、特定研究成果活用支援事業の実施に必要な知識、能力及び実績を有する者により構成されていること。

(ii)　委員会は、当該関係国立大学法人等の求めに応じ、次に掲げる事項について必要な助言を行うこと。

(イ)　特定研究成果活用支援事業の実施体制

(ロ)　特定研究成果活用支援事業の実施方針

(ハ)　特定研究成果活用支援事業の実施状況

⑯　［略］［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○厚生労働省告示第二百六十一号

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）の一部の施行及び働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成三十年厚生労働省令第八十三号）の施行に伴い、派遣先が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年七月六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

派遣先が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示

（派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部改正）

第一条　派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　派遣先が講ずべき措置 十八　紹介予定派遣 ㈠・㈡　（略）	第二　派遣先が講ずべき措置 十八　紹介予定派遣 ㈠・㈡　（略）

改正後	改正前
㈢　派遣先が特定等に当たり労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第九条の趣旨に照らし講ずべき措置 ①・②　（略） ㈣・㈤　（略）	㈢　派遣先が特定等に当たり雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十条の趣旨に照らし講ずべき措置 ①・②　（略） ㈣・㈤　（略）

（厚生労働大臣が定める大量の雇用変動の通知の様式を定める件の一部改正）

第二条　平成十三年厚生労働省告示第二百七号（厚生労働大臣が定める大量の雇用変動の通知の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

様式（表面）中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

（外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部改正）

第三条　外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　趣旨 この指針は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第七条に定める事項に関し、事業主が適切に対処することができるよう、事業主が講ずべき必要な措置について定めたものである。 第二　外国人労働者の雇用管理の改善等に関して必要な措置を講ずるに当たっての基本的考え方 事業主は、外国人労働者について、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、	第一　趣旨 この指針は、雇用対策法第八条に定める事項に関し、事業主が適切に対処することができるよう、事業主が講ずべき必要な措置について定めたものである。 第二　外国人労働者の雇用管理の改善等に関して必要な措置を講ずるに当たっての基本的考え方 事業主は、外国人労働者について、雇用対策法、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、健康保険法（大正十一